市民税・都民税

(特別徴収)

が始まります

相当する金額を、年金から引

引 中

ト止になる場合っき 落 とし が

を差し引いた額の3分の1に 民税・都民税額から仮徴収分 23年2月分は、その年度の市

き落とし(特別徴収)させて

いただきます。

徴収)。22年度の10月・12月・

この制度により新たな税負扣

が生じるものではありません。

方法を変更するものであり、

※今回の制度改正は、

納付

民税・都民税の納税義務のあ

②21年度市民税·都民税納

期日が次の通り決定しました。

徴収)させていただきます(仮

の方へ送付しています。

族の増加・国民年金から厚生

乳幼児医療費助成制度・義務教育

就学児医療費助成制度・児童手当

【新たに受給の対象になる

義務教育就学

児童手当を受給していて、21 年度の現況届をまだ提出して 届の提出が必要です。また、 医療証の継続のためには現況 **期間は、9月30日までです。 莪務教育就学児医療証の有効** 現在お手元にある乳幼児・ 場合もあります】これまで所 成や児童手 児医療費助 得超過により、

てください。現況届の用紙は 6月12日付けで、現在受給中 いない方も、至急手続きをし 当の対象と 年分)に所得の減少・扶養家 21年度(20 た家庭でも、 ならなかっ

10月1日以降の医 療証の交付ができ ません

乳幼児医療費助成、児童手当、 義務教育就学児の医療費助成に係る 21年度(20年分)所得制限額

現況届が提出されないと…

扶養親族 等の数	国民年金 加入者等	厚生年金・ 各種年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

かとくむせ

6月分以降の児

童手当が受けら

れません

※上記所得制限額未満の方が対象です。 ※乳幼児医療費助成制度は所得制限があり

ることが見込まれる方は申請 を参照の上、新たに対象とな ります。所得制限(左表参照) 年金への変更等があった場合 をしてください は、受給対象となる場合があ

※6月に現況届を提出した

◎申請に必要なもの 【乳幼児·義務教育就学児医

長の発行する「平成21年度(平 ②認め印③21年1月2日以降 21年1月1日在住の市区町村 し (申請者と対象児童のもの) 療費助成】①健康保険証の写 に東久留米市に転入した方は、

方は新規申請の必要はありま

降に東久留米市に転入した方 の③認め印④21年1月2日以

者名義の銀行口座が分かるも 写し(受給者のもの)②受給 成20年分)所得証明書 【児童手当] ①健康保険証の

70·7736\° 度 (平成20年分) 所得証明書 町村長の発行する「平成21年 詳しくは子育て支援課☎4

は、21年1月1日在住の市区

政治家は有権者に寄附を

治家から有権者への寄附は 家に寄附を「求めない!」、政 明るい選挙を実現しましょう。 現に公職にある方に加え、 い運動」をみんなで徹底し、 「贈らない!」、有権者は政治 「受け取らない!」の「三な ※ここでいう「政治家」とは 候

務局☎470・7777 (内 いる方も含みます。 **補者や候補者になろうとして** 詳しくは選挙管理委員会事

「三ない運動」で明るい選挙を実現しましょう 7月1日~31日は

奇附禁止強化期間です

で禁止されています。有権者 お金や物を贈ることは、法律 政治家が選挙区内の方に、 と処罰されます。 が寄附を求めることも禁止さ れています。これに違反する

線4714~4716) へ。

の期日等は 2月20日 に決まりました

ら、スポーツセンターで行い

14~4716) **^**°

 $\frac{4}{70} \cdot \frac{7}{77}$

(内線47

詳しくは同委員会事務局で

開票は投票日の午後9時か

告示日 12月13日

<u>目</u> $\widehat{\mathbb{H}}$

【**投票日**】12月20日

市フ の 月 人 事

境部ごみ対策課長)菅原信▼

境境部ごみ対策課長(財務部

山輝男▼福祉保健部主幹(環

3人の異動を次の通り行いま した(カッコ内は前職)。 市では7月1日付で課長級

Ш 7716 ~° 詳しくは職員課☎470

年1月19日任期満了に伴い実 施される東久留米市長選挙の 市選挙管理委員会では、22 日 異 動 付

【課長級】 財務部納税課長兼 管財課長補佐兼管財係長)小

載されている方

の特別徴収税額」に金額が記 税通知書の「公的年金等から

をしてから、年金保険者が実 際に中止するまでの間に、年 し(特別徴収)の中止の依頼 に中止するまで時間を要しま 市が年金保険者に引き落と 老齢基礎年金等の支払い受け しの対象者とはなりません。 与所得者で、4月1日から公 徴収)されない方▼前年が給 介護保険が引き落とし(特別 を有しない方▼4月1日現在、 取り額が年18万円未満の方▼ ただし、次の方は引き落と 1月1日以降、 当市に住所

も老齢基礎年金等の支払いを いを受け、21年4月において の対象となる方 金から引き落としされた税額 は、本人へ還付します。 ①20年中に公的年金の支払 (1)引き落とし(特別徴収) 的年金の受給者になった方▼ 障害年金や遺族年金のみの受

10月・12月・22年2月につい

を合算して、給与から天引き 算出される市民税・都民税と

ては年金からの引き落とし

(特別徴収)になります。

22年度(次年度)は、21年

ら算出される市民税・都民税

由が生じた場合、市は年金保

なくなります。公的年金等か

(特別徴収) することができ

中止の時期】引き落とし(特

【引き落とし (特別徴収)の

別徴収)対象の方に前記の理

は、普通徴収(納付書や口座

落としを中止する旨の通知を

しますが、年金保険者が実際

険者(社会保険庁等)に引き

を、22年4月・6月・8月分 度2月引き落とし金額と同額

の年金から引き落とし(特別

法)による納付となります。 振替等でお支払いいただく方 が6月・8月については普通 ため、対象となるすべての方

税と給与やその他の収入から

より納めていただくことにな

としが中止となり、普通徴収

(納付書または口座振替)に

から算出される市民税・都民 い方についても、公的年金等 で公的年金からの引き落とし

税額の変更、年金の支給停止

始後、東久留米市外への転出、

引き落とし(特別徴収)開

等が発生した場合は、引き落

(特別徴収) の対象とならな

この改正により、65歳未満

21年度は制度導入初年度の

徴収(納付書または口座振替).

年4月2日以前に誕生)で市 受けている65歳以上(昭和19 いため) 給者の方(課税対象にならな

の開始時期 (2)引き落とし(特別徴収) 21年10月支払い分から

市税等の納付にご協力ください

7月31日(金)は、固定資産税・都市計画税 国民健康保険税第1期・後期高齢者医 療保険料第1期の納期限です。最寄りの金融機 関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。 詳しくは納税課番470・7729へ

金、退職共済年金等 の対象となる年金

(内線2333~2337) 詳しくは課税課市民税係 老齢基礎年金、老齢厚生年 (3)引き落とし(特別徴収)

主査事務取扱(納税課長)

《直接	安会場	易へど	うぞ》							`	V
相	談	名	相	談	日	時	相	談	員	会	場
知的阿	章害者	皆相談	12日(水)午前	10時	~正午	知的障	害者	相談員	市役所1階	
身体障	章害者	皆相談	14日 (金)午前	10時	~正午	身体障害者相談員		相談室		
心身 ^段 相	章害者					午後5時 477・2711	さい センク		福祉 旨導員	さいわ セン	い福祉 ター
職	業	目 談	開庁日6 午前9甲	り 寺〜午	後5	時	ハロ三	ーワ 鷹職	-	市役所ワークコ	
消費	者	相談	平日の ⁴ ※電話相	F前10 目談も	時~ 可 ☎	午後 4 時 473·4505	消費生	上活札	目談員	生活了(市役所	

《訪問します》

			- "			
妊	婦	訪	問	訪問希望の方は健康課保健	助産師・保健師	ご自宅
赤	ちゃ	ん訪	問	サービス係 否 477・0022	助性師・休健師	こ目七

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、**電話なんでも** 相談☎474・4294を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。 ※東京都でも、**交通事故相談☎**03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・ 」 4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。

					NN I		,1 . III
《事前に電	話て	ご予約を	: >				
相談名	各	相談	日時	相 談 員	予 約 開	始日等	会 場
法 律 相	相談	5 日 · 12日	いずれも水曜 日午前10時か ら	弁護士	7月30日(木)	から電話で	市役所 2階 相談室
本 年 作	成	19日・26日			8月13日(木)		
交通事故村	目談	26日 (水) 午	F後1時から	弁護士	8月20日(木)	(代)	
経営相	談	平日の 午前10時~	~午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東 会 否 471・757	久留米市商工 7	東久留米市 商工会館
女性の悩みる	ーレ	3日·10日 17日·24日 ·31日	いずれも月曜	女性	7月17日(金)	午前9時から 電話で男女平 等推進セン ター	男女平等 推進 センター
相			日 午 後1時 半~4時半	カウンセラー	8月3日(月)		
女性弁護士 る 法 律 相				女性弁護士	7月24日(金)	☎ 472 · 0061	
耐 震 相	談	5日(水) 午後2時~	~ 5 時	東久留米 建築設計協会		会事務局・桑原 ☎476・1515	市役所1階 屋内ひろば
		//曜~土曜日 相談室 月曜~金曜日	午前10時~	教育相談員	中央相談室 ☎ 473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)		
教育相談室	午後5時 ※電話相談も可		滝山相談室 ☎ (西中学校隣)		475 · 8909		
母 子 相	談	開庁日 母子自立支援員 子育て支援課☎470・7736					